

苫小牧市「ありがとう袋」交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量とまちの環境美化を推進するため、生ごみ堆肥化容器、電動生ごみ処理機又は生ごみ分解処理容器（以下「生ごみ減量容器等」という。）の購入者、共同住宅優良ごみステーションの認定を受けている団体、まちの環境美化に積極的に取り組んでいる者等に対する謝意として、有料指定ごみ袋20ℓと同等の袋（以下「ありがとう袋」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 ありがとう袋の交付を受けることができる者は、市内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成制度又は生ごみ分解処理容器購入助成制度による助成を受け、生ごみ減量容器等を購入及び設置した者
- (2) 4月1日時点において、共同住宅優良ごみステーション認定を受けている団体
- (3) まちの環境美化を積極的に推進する者として、本人又は他者から推薦され、市が適当と認めた者
- (4) その他市長が認める者

(ありがとう袋の交付数及び容量)

第3条 ありがとう袋は、20ℓサイズ10枚を1セットとし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数量を交付する。

- (1) 前条第1号に掲げる者 1世帯（同居世帯を含む。）につき1セット
- (2) 前条第2号に掲げる団体 12セット（毎月1セット）
- (3) 前条第3号に掲げる者 1セット

(推薦)

第4条 まちの環境美化を推進する者として本人又は他者を推薦しようとする者として（以下「推薦者」という。）は、推薦書（様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査の上交付の決定をする。

(推薦の取下げ)

第5条 推薦者は、前条第1項の規定による推薦書を取り下げるときは、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により推薦書を取り下げられた場合において、既に交付の決定をしているときは、当該決定は無かったものとする。

(助成袋の返還命令)

第6条 市長は、第2条第3号に掲げる者が推薦内容等の偽りその他不正な手段により、ありがとう袋の交付を受けたときは、交付したありがとう袋の返還を求めることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。